令和7年度海外ビジネス展開支援補助金 (第2期) の交付決定は、無条件に交付決定額の全額を お支払いすることをお約束するものではありません。実績報告書の提出やその後の審査により 補助金交付要領等に定める要件を満たさないなど適切と認められないときは、交付決定額の全 部または一部を支給できない場合があります。

## 補助金を支払えない場合があります

※公募時のHPに掲載の「公募案内」・「Q&A」も再度ご確認ください。 URL: https://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/m0144800133.htm

## 【交付の対象とならない場合(例)】

- ●交付決定日以前に補助事業を着手したとき
  - 補助事業では交付決定日以降に発注や契約等を行わなければなりません(事前着手の承認を得ている場合を除く)。
- ●補助事業の実施期限までに事業が完了しないとき

補助事業の実施期限は、令和8年1月31日(土)です。この日までに補助事業に係る支払い(クレジットカード払いの場合はその引き落としまで)を完了する必要があります。

- ●実績報告書が提出期限までに提出されないとき
  - 実績報告書は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月6日(金)のいずれか早い日までに提出しなければなりません。
- ●実績報告に必要な書類が揃っていないとき

実績報告書等の提出時には、補助事業実施の手引の10~11ページに記載の全ての書類が揃っていなければなりません。

●取引に係る証拠書類を示すことができないとき

取引に係る証拠書類は、補助事業実施の手引の6~10ページに記載の仕様、見積、発注、納品、請求、支払等に係る支出内容や金額が詳細かつ明確に分かるものでなければなりません。

●支払方法が適切でないとき

補助対象経費の支払方法は、銀行振込が原則です。1取引10万円超の現金払は国内外を問わず認められません。また、小切手・手形による決済や、支払日、支払手段等が確認できない支払方法による 決済は認められません。

なお、クレジットカードによる支払いは、当該法人または個人事業主本人の名義によるもので、補助 対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。

●その他本補助金の交付要領等に定める基準に適合しないと認められるとき

## 補助事業を実施する前に「補助事業実施の手引」を必ずお読みください。

補助事業にあたっては、不正または虚偽による補助金の受給や報告書等への虚偽の記載等が認められた場合は、補助金の受給後であっても補助金の返還等を命ずることがあります。

《問合せ先》〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階 公益財団法人三重県産業支援センター

経営支援課 経営支援班 海外ビジネス展開支援補助金 係

Tel: 059-253-1281 E-mail: <u>kaigai@miesc.or.jp</u> ※お問い合わせは平日午前9時から午後5時まで